# 奨学金返還支援制度規程

株式会社高瀬建設

#### (目的)

第1条 この規程は、奨学金返還支援制度について定めたものである。

#### (奨学金返還支援制度)

第2条 奨学金返還支援制度(以下「支援制度」という。)とは、自身の奨学金を現に返還している従業員に対して、会社が返還額を補助するために、奨学金返還支援手当(以下「手当」という。)として支給する又は会社が返還額を奨学金の債権者に直接返還(以下「代理返還」という。)することにより支援する制度のことをいう。

#### (支援制度の対象者)

第3条 支援制度の対象者は、次のいずれにも該当する者(以下「支援対象者」という。)と する。

- (1)会社の業務に従事する正社員であること。
- (2)現に奨学金を返還している者であること。
- (3)第4条の書類を提出した者であること。

## (書類の提出)

- 第4条 支援制度の適用を受けようとする従業員は、奨学金の借入総額、借入残高及び返還計画(以下「返還計画等」という。)がわかる書類を会社が指定する日までに提出しなければならない。
- 2 支援対象者は、毎年、会社が指定する日に奨学金を返還していることを証明する書類 を提出し なければならない。
- 3 支援対象者は、返還計画等の変更があった場合には、速やかに会社に申し出なければならない。

# (奨学金)

第5条 本規程に定める奨学金とは、本規程に定める奨学金とは、公益財団法人大阪府 育英会及び独立行政法人日本学生支援機構が貸与する奨学金をいう。

#### (奨学金返還支援額)

第6条 会社は、支援対象者の奨学金返還を支援するため、返還額の<u>一部</u>を手当として 支給又は代理返還する。

- 2 支援額は、以下のとおりとする。ただし、本人の奨学金返還月額を超えての支援は行わないものとする。
  - (1) 公益財団法人大阪府育英会が貸与する奨学金 月額7,500円
  - (2) 独立行政法人日本学生支援機構が貸与する奨学金 月額7,500円
- 3 欠勤、休業、休職中などの勤務していない日、期間については支給対象外とする。
- 4 手当の支給又は代理返還は、原則毎月行うものとする。

#### (支援期間等)

第7条 返還支援は、支援制度適用の申請のあった日の属する賃金計算期間に対応する 月から開始し、奨学金の返還が終了するまで行うものとする。

ただし、最低支援期間は、以下のとおりとする。

- (1) 公益財団法人大阪府育英会が貸与する奨学金 最低支援期間 5 年間
- (2) 独立行政法人日本学生支援機構が貸与する奨学金 最低支援期間 10 年間
- 2 第1項の規定にかかわらず、奨学金の返還期間中に支援対象者が退職した場合は、退職日の属する賃金計算期間に対応する月を最終の支援とする。

## (規程の改廃)

第8条 この規程を変更する場合は、事前に従業員に対し通知する。

#### 附則

(施行期日)この規程は、令和7年5月1日から施行する。

## 改定履歴

| 版数  | 施行日      | 改訂箇所  | 改訂内容                                    |
|-----|----------|-------|---|
| 第1版 | 令和7年5月1日 |       | 初版発行                                    |
| 第2版 | 令和7年6月1日 | 第6、7条 | 対象貸与団体に対して「奨学金<br>返還支援額」、「支援期間等」<br>の追記 |